

文京区とうるま市との相互協力に関する協定

文京区とうるま市は、両都市の友好都市である盛岡市を縁に交流を深めていることを契機として、次のとおり相互協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、文京区及びうるま市が各種施策及び事業について相互に協力し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(相互協力)

第2条 前条の目的を達成するために、相互に協力する事業は、次のとおりとする。

- (1) 文京区及びうるま市の住民の交流に関すること。
- (2) 教育、文化及びスポーツを通じた交流に関すること。
- (3) 観光及び産業の振興に関すること。
- (4) 災害時における相互の応援に関すること。
- (5) その他本協定の目的を達成するため文京区及びうるま市が必要があると認めた事業

(連絡調整)

第3条 文京区及びうるま市は、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、本協定による相互協力の円滑な推進を図るものとする。

(その他)

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義を生じた事項及び本協定の実施に関し必要な事項については、双方の協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方が署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年10月13日

東京都文京区春日一丁目16番21号
文京区
代表者 文京区長

沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号
うるま市
代表者 うるま市長

立会人 盛岡市長